

古河市議会基本条例の検証等結果報告書

【概要版】

令和2年3月

古河市議会 議会運営委員会

1. はじめに

平成27年5月1日に施行された『古河市議会基本条例』は、二元代表制の下、不断の議会改革を推進するための基本的事項を定め、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民に開かれた議会の実現及び市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的とした本市議会の最高規範です。

4年が経過し、市政を取り巻く社会環境や市民ニーズが変化していく中で、議会活動を振り返り、さらなる議会改革に向けた今後の取組方針を示すため、附則において「一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討する」とされていることから、検証等を行いましたので、その結果を報告いたします。

2. 検証体制

議会運営委員会	委員長	赤坂 育男	委 員	長浜 音一
	副委員長	渡邊 澄夫	委 員	佐藤 泉
	委 員	増田 悟	委 員	高橋 秀彰

3. 検証結果

古河市議会基本条例の検証等結果一覧表（P.3～4）のとおり

4. むすびに

このたびの検証等の結果、本市議会の最高規範である『古河市議会基本条例』の認識を深め、概ね目的を達成していると評価されますが、課題等を把握することもできました。

今回の結果を全議員が共有し改善に取り組み、二元代表制の一翼を担う議会として、行政監視機能はもとより、政策立案及び政策提言の強化等に努め、議会活動の充実を図っていくことが重要であります。

また、議会報告会については、継続して開催することが重要であり、より多くの市民の方に関心を持って参加していただけるよう常任委員会・地区別など、形態や内容等について再検討を行います。

今後とも、「市民に身近で開かれた議会づくり」を目指し、市民の負託に応えるべく本条例の目的達成のためさらなる努力をしてまいります。

● 古河市議会基本条例の検証等について

地方行政が大きな変革期を迎える中で、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっています。このため、古河市議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るために様々な改革を推進してきたところです。

地方議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員の合議体であり、日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、常に市民の視点に立ち、市長等への監視及び評価機能の充実を図ることはもとより、自由かつたつな討議により、市政の課題を的確に把握し、積極的な政策立案及び政策提言ができる政策形成能力を高めていかなければなりません。

このような認識の下、議会は、各自が議員としての気概と見識を持って不断の改革に臨み、市民に身近で開かれた議会、新しい政策及び困難な課題に果敢に挑戦する議会を築き上げ、古河市が将来像として定めた「風格と希望に満ちた"いきいき古河"」の実現を目指すことを誓うとともに、市民の負託に応えるため、ここに古河市議会基本条例を制定します。

第1章 総則	(第1条～第3条)
第2章 議会及び議員の活動原則	(第4条～第7条)
第3章 市民と議会の関係	(第8条・第9条)
第4章 市長等と議会の関係	(第10条～第12条)
第5章 議会における審議	(第13条)
第6章 委員会の活動	(第14条)
第7章 政務活動費	(第15条)
第8章 議会及び議会事務局の体制整備	(第16条～第21条)
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇	(第22条～第25条)

附 則

(見直し手続)

- 2 議会は、議員の一般選挙後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
- 3 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

古河市議会基本条例の検証等結果一覧表

条文		検証 結果	条例 改正	課題 改善策
第1条	目的	4	無	
第2条	基本理念	4	無	
第3条	基本方針	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案及び政策提言に積極的に取り組むための勉強会・研修会の開催 ・タブレット端末の導入
第4条	議会の活動原則	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案及び政策提言の強化 ・議会ホームページの更なる充実 ・議会報告会の継続
第5条	議員の活動原則	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の自由討論の導入・ルールづくり ・市民意見の聴取
第6条	議会の機能強化	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・該当事案があれば専門的知見を活用(弁護士・教授等)
第7条	会派	1	無	
第8条	広報広聴機能の充実	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の継続 (全議員・委員会・地区別など)
第9条	パブリックコメント	4	無	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて実施
第10条	市長等との関係	1	無	
第11条	市長等への質問と議論の充実	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・市長等の反問権の導入・ルールづくり
第12条	議決事件の追加	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・追加すべき事項があれば検討
第13条	議会審議における論点情報の形成	1	無	
第14条	委員会の運営	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会としての政策提案
第15条	政務活動費	1	無	
第16条	議員研修会の充実強化	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会の継続 ・議員研修の更なる充実強化
第17条	議会事務局	1	無	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に精通した職員の配置
第18条	議会図書室の充実	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の利用に供する情報を積極的に発信、利用規程等策定 ・機能強化のため議会関係書籍の充実 ・インターネット環境の整備等
第19条	議会広報の充実	2	無	<ul style="list-style-type: none"> ・視察の成果等を生かし見やすく分かりやすい広報づくり ・議会HP(アドリ・インスタ・SNS)による積極的な情報提供 ・市民の意見や要望を募集 (モニター制度等の導入)

第 20 条	専門的識見の活用	4	無	・今後、必要に応じ本制度の活用を検討
第 21 条	調査機関の設置	4	無	・審査・調査等の必要に応じて設置
第 22 条	議員の政治倫理	3	無	・特別職を含む「(仮) 古河市政治倫理基本条例」の制定
第 23 条	議員定数	1	無	・改正する場合は本条の規定による
第 24 条	議員報酬	1	無	・改正する場合は本条の規定による（市民の理解を得られるか） ・議員のなり手不足等の問題との関連
第 25 条	最高規範性	4	無	

- 【検証結果】
- 1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む
 - 2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討
 - 3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要
 - 4 その他

まとめ

検証結果	条文数	割合
1 条文に従い適切に運用されており、これまでどおり取り組む	12	48%
2 条文に従い適切に運用されているが、新たな取り組みを検討	6	24%
3 条文が適切に運用されておらず、改善が必要	1	4%
4 その他	6	24%

全 25 条中、18 条 (72%) において、条文に従い適正に運用されているとの検証結果であったが、うち 6 条については、新たな取り組みの検討が必要とした。

今回の課題・改善策については、達成できるよう適切な措置を講じていくこととする。

また、第 22 条は、条文が適切に運用されておらず、改善が必要とした。「政治倫理条例」の制定については、前向きに検討していく。

なお、条文改正については、今回は行わないこととする。

● 古河市議会基本条例の検証等経過

期　　日	回	内　　容
令和元年 12月12日（木）	第1回	○議会運営委員会において素案配布・説明 ○会派へ持ち帰り、全員に報告・検討
令和2年 1月17日（金）	第2回	○条文ごとに内容説明、各委員からの意見聴取
2月20日（木）		○会派及び会派に属さない議員からの聞き取り（追加・修正等）
2月27日（木）	第3回	○会派等からの検証等結果に対する意見集約 ○条文ごとに最終検証、報告書（案）を作成
3月18日（水）	第4回	○全委員承認により 『古河市議会基本条例の検証等結果報告書』完成
3月19日（木）	定例会最終日	『古河市議会基本条例の検証等結果報告書』を全議員へ配布 古河市議会H P掲載【公表】